

第3章. 上水道編

第6節 資料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	家庭用		官公署		工場用		商業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娛樂用		慈善用		ブール用		定額制家庭用			
		基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	
昭和 21. 4. 1	10	2	0.17			10	2.8	0.2	36	5.4	0.11					10	3.5		1	0.09					
22. 4. 1	10	4.5	0.38			10	6.5	0.45	36	9	0.2					10	8		1	0.2					
23. 1. 3	10	30	3			10	43.5	4.35	36	60	1.65					10	55	5.5	1	1.3					
24. 4. 1	10	60	7			10	87	9	36	120	4					10	130	12	1	3					
26. 4. 1	10	90	9.2			10	150	15	40	240	8					10	300	30	1	5					
27. 4. 1	10	110				10	200	40	300							10	500		1	8					
28. 4. 1	10	180	23	20	360	23	20	360	23	10	220	25	100	1,000	12			10	500	60	1	10			
29. 5. 1	10	230	25	20	460	23	100	2,000	25	10	250	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30	10	500	50	1	20
39. 4. 1	10	285	30	20	570	30	1,000	2,400	30	10	310	30	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40	10	500	60	1	20
44. 4. 1	10	385	45	10	420	50	1,000	3,500	50	10	420	50	100	2,300	30			1	70			1	20	1,000	12,000
50. 8. 1	10	560	75	10	750	115			10	560	95	100	4,100	60			1	175			1	35		1	65
55. 4. 1	10	630	90	10	860	140			10	630	115	100	4,600	70			1	210			1	40		1	75
59. 4. 1	10	800	120			10	900	180			1	85				1	300								
63. 4. 1	10	980	145			10	1,100	220			1	100				1	370			1	70		1	140	
平成 4. 12. 1	10	1,330	200			10	1,500	310			1	135				1	515			1	95		1	190	

(新設)	基本 水量 m ³	一般 用		湯屋用		臨時給水用		福祉用		ブール用	
		料 金 円	超過 料 金 (円/m ³)	料 金 円	超過 料 金 (円/m ³)	料 金 円	超過 料 金 (円/m ³)	料 金 円	超過 料 金 (円/m ³)	料 金 円	超過 料 金 (円/m ³)
12. 6. 1	101,300	190	10m ³ を超え30m ³ までの部分	30m ³ を超え60m ³ までの部分	60m ³ を超え80m ³ までの部分	80m ³ を超え100m ³ までの部分	100m ³ を超える部分	240	280	310	310
15. 4. 1	101,300	190	10m ³ を超え30m ³ までの部分	30m ³ を超え60m ³ までの部分	60m ³ を超え80m ³ までの部分	80m ³ を超え100m ³ までの部分	100m ³ を超える部分	240	280	310	310

旧大和町

種別 改定日	一般用			官庁用		
	基本水量 m^3	料金 円	超過料金 15m ³ を超える部分 34m ³ までの部分	基本水量 m^3	料金 円	超過料金 1m ³ を超える部分 85m ³ を超える部分 80m ³ までの部分
平成 4.4.1	10 10	1,100 1,100	130 130	20 20	1,650 1,875	130 140
8.11.1	10	1,175	140	20	1,875	140
12.5.1	8	1,100	150	160 170	2,000 150	160 160
16.5.1	8	1,100	180	190 210 220	2,000 190 200	210 210 220

新佐賀市

改定日	一般用			官庁用		
	種別	基本水量 m^3	料金 円	超過料金 10m ³ を超える部分 30m ³ までの部分	基本水量 m^3	料金 円
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	190 195	240 280	240 280
	※上表からの読み替え (大和地区)	80m ³ を超える部分 85m ³ を超える部分	280円 220円	100m ³ を超える部分 155m ³ を超える部分	310円 250円	100m ³ を超える部分 155m ³ を超える部分
	工場用	10	1,300	190 195	240 280	240 280
	湯屋用	1	135			
	福祉用	1	95			
	臨時給水用	1	515			

※ホール用料金の廃止(平成18年4月1日)

改定日	一般用			官庁用		
	種別	基本水量 m^3	料金 円	超過料金 10m ³ を超える部分 30m ³ までの部分	基本水量 m^3	料金 円
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	190 195	240 280	240 280
	※上表からの読み替え (大和地区)	80m ³ を超える部分 85m ³ を超える部分	280円 220円	100m ³ を超える部分 155m ³ を超える部分	300円 250円	100m ³ を超える部分 155m ³ を超える部分
	工場用	10	1,300	190 195	240 280	240 280
	湯屋用*	1	135			
	福祉用	1	95			
	臨時給水用	1	515			

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいいます。

旧久保田町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金)は1m³(につき)

改定日	種別	基本水量 m ³	料 金 円	超 過 料 金 (円/m ³)		
				8m ³ を越え 30m ³ までの部分	30m ³ を越え 50m ³ までの部分	50m ³ を超える部分
-	一般用	8	1,300	227	283	308
	ブル用	8	1,300	227	283	308
	臨時用	8	4,800	400	400	400
	福祉用	8	1,300	280	300	300
消防栓用				訓練用 1棟 1回10分	1,500円	

※消防栓用については、企業長が必要ないと認めたときは、料金を免除することができます。

**【旧簡易水道事業】
大和簡易水道事業・飲料水供給施設**

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金(は1m³につき))

一般用				官庁用				学校用(保育園含む)		
種別	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	
				1m ³ につき	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	85m ³ を超える 部分	1m ³ につき	31m ³ までの 部分	
改定日	m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	85m ³ を超える 部分	1m ³ につき	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	
平成 10.12.24	10	1,175	140					20	1,875	140
12.5.1	8	1,100		150	150	160	170	20	2,000	
16.5.1	8	1,100		180	190	200	210	220	2,000	

一般用				官庁用				学校用(保育園含む)		
種別	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	
				1m ³ につき	10m ³ を超え 30m ³ までの 部分	30m ³ を超え 60m ³ までの 部分	60m ³ を超える 部分	1m ³ につき	31m ³ までの 部分	
改定日	m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	85m ³ を超える 部分	1m ³ につき	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	
平成 18.4.1			10	1,300	190	195		20	1,875	140
工場用	m ³	円								
	10	1,300		190		195		240	280	
湯屋用			1	135						
福祉用			1	95						
臨時給水用			1	515						

一般用				官庁用				学校用(保育園含む)		
種別	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	
				1m ³ につき	10m ³ を超え 30m ³ までの 部分	30m ³ を超え 60m ³ までの 部分	60m ³ を超える 部分	1m ³ につき	31m ³ までの 部分	
改定日	m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	85m ³ を超える 部分	1m ³ につき	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	
平成 19.3.1			10	1,300	190	195		20	1,875	140
工場用	m ³	円								
	10	1,300		190		195		240	280	
湯屋用			1	135						
福祉用			1	95						
臨時給水用			1	515						

一般用				官庁用				学校用(保育園含む)		
種別	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	基本水量	料金	超過料金	
				1m ³ につき	10m ³ を超え 30m ³ までの 部分	30m ³ を超え 60m ³ までの 部分	60m ³ を超える 部分	1m ³ につき	31m ³ までの 部分	
改定日	m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 25m ³ までの 部分	26m ³ を超える 50m ³ までの 部分	50m ³ を超える 部分	50m ³ までの 部分	1m ³ につき	85m ³ を超える 部分	
平成 16.4.1	8	1,000		80		90		100		

【水道事業】

現行 (1か月あたり 消費税抜き 超過料金(は1m³につき))

改定日	種別	基本水量	料金 円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	超過料金 (円/m ³)	80m ³ を超える部分 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
一般用		m ³						
		10	1,300	※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置	190	195	240	270
平成23.4.1	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超える部分 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
		10	1,300	190	195	240	270	200
	湯屋用*		1	135				
	福祉用		1	95				
	臨時給水用		1	515				

*※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

2 協定水量と用水単価の経緯

(1) 佐賀東部水道企業団

年		協定(契約)水量		計画受水量		用水料金		(消費税抜き)	
昭和59～62年度		責任水量制	佐賀地区：	40,600m ³ /日	—	31円/m ³ (未供給地区)	459,389千円		
昭和63～平成3年度		佐賀地区：	42,890m ³ /日			44円/m ³ (供給地区)	652,036千円		
平成4～7年度		佐賀地区：	39,130m ³ /日	佐賀地区：	23,000m ³ /日	基本料金：62円/m ³ 使用料金：24円/m ³	1,172,081千円		
平成8年度		佐賀地区：	34,950m ³ /日			基本料金：72円/m ³ 使用料金：34円/m ³	1,313,766千円		
平成9～10年度		佐賀地区：	31,350m ³ /日	佐賀地区：	21,000m ³ /日	基本料金：80円/m ³ 使用料金：35円/m ³	1,314,365千円		
平成11～13年度		佐賀地区：	30,610m ³ /日	佐賀地区：	20,000m ³ /日	基本料金：80円/m ³ 使用料金：35円/m ³	1,183,695千円		
平成14～16年度		佐賀地区：	35,453m ³ /日	佐賀地区：	20,000m ³ /日	基本料金：82円/m ³ 使用料金：36円/m ³	1,178,957千円		
平成17年4月～平成17年9月		変更 協定水量制	佐賀地区：	35,453m ³ /日	佐賀地区：	20,000m ³ /日	基本料金：71円/m ³ 使用料金：33円/m ³	567,157千円	
平成17年10月～平成20年3月		変更 協定水量制	佐賀地区：	6,052m ³ /日	諸富地区：	3,543m ³ /日	基本料金：71円/m ³ 使用料金：33円/m ³	平成18年度：1,358,218千円	平成19年度：1,363,542千円
平成20年4月～平成23年3月		変更 協定水量制	佐賀地区：	5,973m ³ /日	佐賀地区：	20,000m ³ /日	基本料金：65円/m ³ 使用料金：30円/m ³	平成20年度：1,224,475千円	平成21年度：1,222,204千円
平成23年4月～平成26年3月		変更 協定水量制	佐賀地区：	34,187m ³ /日	佐賀地区：	20,000m ³ /日	基本料金：60円/m ³ 使用料金：29円/m ³	平成22年度：1,221,521千円	
平成26年4月～平成29年3月		変更 協定水量制	佐賀地区：	5,960m ³ /日	諸富地区：	3,483m ³ /日	基本料金：55円/m ³ 使用料金：29円/m ³	平成23年度：1,127,322千円	平成24年度：1,126,356千円
平成29年4月～令和2年3月		変更 協定水量制	佐賀地区：	33,716m ³ /日	佐賀地区：	20,000m ³ /日	基本料金：50円/m ³ 使用料金：28円/m ³	平成25年度：1,125,080千円	
平成26年4月～平成29年3月		変更 協定水量制	佐賀地区：	5,819m ³ /日	諸富地区：	3,252m ³ /日	基本料金：50円/m ³ 使用料金：28円/m ³	平成26年度：1,040,116千円	
平成29年4月～令和元年3月		変更 協定水量制	佐賀地区：	33,790m ³ /日	佐賀地区：	20,500m ³ /日	基本料金：50円/m ³ 使用料金：28円/m ³	平成27年度：1,042,876千円	
平成26年4月～令和元年3月		変更 協定水量制	諸富地区：	5,913m ³ /日	諸富地区：	3,268m ³ /日	基本料金：50円/m ³ 使用料金：28円/m ³	平成28年度：1,039,953千円	
平成29年4月～令和元年3月		変更 協定水量制	諸富地区：	—				平成29年度：966,856千円	
平成26年4月～令和元年3月		変更 協定水量制	—					平成30年度：965,158千円	
平成29年4月～令和元年3月		変更 協定水量制	—					令和元年度：968,286千円	

年 度	協定水量		計画受水量		用水料金		受水費
令和2年4月～ 令和5年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 諸富地区：	34,191m ³ ／日 5,789m ³ ／日	佐賀地区： 諸富地区：	20,500m ³ ／日 3,171m ³ ／日	基本料金： 使用料金：	50円／m ³ 28円／m ³
							令和2年度： 令和3年度： 令和4年度： -

(注) 佐賀地区的受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

(2) 佐賀西部広域水道企業団

年	契約水量		計画受水量		用水料金		(消費税抜き) 受水費
令和2年4月～ 令和4年3月	協定水量制	久保田地区：	2,814m ³ ／日	久保田地区：	2,177m ³ ／日	基本料金： 使用料金：	62円／m ³ 10円／m ³
							令和2年度： 令和3年度： -

(注) 契約水量は佐賀西部広域水道企業団の施設計画上の水量であり、当分の間の協定水量は2,559m³／日

(注) 計画受水量は年間計画の受水量であり、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、毎年度実施していた「上下水道フェア」を新型コロナウイルス感染防止の目的により中止にし、水道週間のスローガンである「飲み水を 未来につなごう ぼくたちで」に沿って、過去・現在・未来の佐賀市水道事業の取組を、生活情報誌「月刊ぶらざ佐賀（2020年6月号）」に掲載しました。

毎年6月1日から6月7日まで は『水道週間』です！

第62回「水道週間」スローガン
『飲み水を 未来につなごう ぼくたちで』

2 佐賀市水道の現在
災害に強い水道を整備しています
近畿地方の災害に備え、災害時でも安心して給水できるよう強靭な水道の構造を目指しています。
その基盤の一環として、耐震性を備えた水道管を使用し、更新工事に取り組むなど、「管路の耐震化」を積極的に進めています。
水道管(配水管)を設工事の様子

3 未来につなぐ佐賀市の水道
安全と安心を未来へ
厳しい経営環境が見込まれる今後の人手減少社会下においても、安全で強靭な水道を実現できるよう、「上下水道ビジョン」「基盤戦略」を策定し、50年先を見据えた施策を計画しています。
これらの施策を確実に実施し、水道の安全と安心を未来につなげていきます。

インフルエンザの予防対策と併様、新型コロナウイルスの対策として、「手洗い・うがい」を行うことは、感染予防に効果があるといわれています。
なま、手洗いは、石鹼等を用いて流水にて最低15秒以上行なうことが望ましく、泡った後の手は清潔なままでべー／＼タオルなどで手を十分にふき取ってください。

1 佐賀市水道の歴史を振り返る
水道の歴史①
日本で初めての「さく井式水道(井戸)」
大正9年11月25日、第1水道地(佐賀公民館敷地内)・第2水道地(勤興小学校敷地内)・第3水道地(長瀬町)から送水を開始しました。
現在は廃止

水道の歴史②
井戸から河川(多布施川)へ
井戸水量が減少する一方、人口は著増し続けていたため、昭和29年に多布施川を水源とする河川式水道となりました。
昭和29年井戸水場の風景

佐賀市上下水道局
TEL 0952-33-1330
FAX 0952-33-1315 E-mail:susenmu@city.saga.lg.jp
〒849-8598 佐賀市若菜三丁目8番60号 URL <http://www.water.saga.saga.jp>

(2) 施設見学

令和2年度の見学者		神野浄水場	下水処理センター
学生	小学校(引率者含む)	1, 316名	367名
	その他	47名	31名
一般		7名	253名
計		1, 370名	651名

(3) ホームページ

令和3年4月、上下水道局ホームページから電子申請手続き（転出・転入・口座振替等）ができるように、また、スマートフォン対応とするため、上下水道局ホームページをリニューアルしました。

URL : <https://www.water.saga.saga.jp>

(4) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

なお、令和2年度は、新型コロナウィルス感染症の拡大によって実施回数が減少しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
1回	1会場	31名

(5) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なもものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

〈2020 秋号（表紙）〉



〈2021 春号（表紙）〉



(6) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせやお願いを、市報等を通じて周知を図りました。

(7) その他の広報

①ラッピングバス（佐賀市営バス）による広報

平成 22 年度に、非常用のボトル水「水とっと」の製造開始を P R するためのスポット広告としてスタートしました。

平成 26 年度からは、車両の片面を「飲んでみらんね佐賀ん水」と水道水を P R し、もう片面を「バイオマス産業都市」 P R 用として、車体全体を使ったラッピングバスとして実施し、ほぼ市内全域を年間通して走っていることから、水道・下水道の P R として、大変有効な手段となっています。



②佐賀市立野球場への広告掲載

平成 23 年度、佐賀市立野球場内壁ラバーフェンス（右中間）に「安全安心 おいしい水道水」の広告掲載をスタートしました。

経年劣化が進んでいた令和 3 年 6 月には、新型コロナウイルスの感染症対策として改めて注目されている手洗い（うがい）を奨励し、また野球場での広告であることも踏まえた広告コピー「手洗いは健康のファインプレー」に一新しました。



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロー図



